

農地利用最適化推進施策に関する意見書



令和4年10月
甲賀市農業委員会

令和4年10月24日

甲賀市長 岩永 裕貴 様

甲賀市農業委員会
会長 北田 耕平

甲賀市農業委員会は、平成28年4月の改正農業委員会法の施行から2期目の体制となる農業委員19名・農地利用最適化推進委員45名が、新たな法令業務となつた「農地等の利用の最適化の推進」に組織を挙げて取り組んできました。しかしながらこの間も、本市の農業を取り巻く環境は依然として農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、農村集落での人口減少など、我々農業委員・推進委員の活動だけでは簡単に解決できない非常に厳しい状況が続いています。このことは、特に中小規模農家にとりましては経営不安や生産意欲の減退による農業離れが一層懸念され、ひいては集落全体の活力低下にもつながる恐れがあります。

また、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大が、農業分野においても深刻な影響を及ぼすとともに、ロシアによるウクライナ侵攻で食料安全保障問題も改めて注目されることとなりました。

このような中、食料の安定供給確保並びに農地の保全といった大きな使命を持つ本市の農業を「成長産業」として発展させるためには、農業者が将来の農地利用の姿を描き、耕作可能な状態で持続的に農業に取り組め、次世代に引き継いでいく総合的な環境づくりが必要あります。そのためには、本市の農政に関わる全ての組織と我々農業者が「オール甲賀」の体制で密接な連携を図り、「特色ある本市独自の施策」による農業の振興が不可欠であると考えます。

つきましては、国・県をはじめとする関係機関への働きかけとともに、令和5年度当初予算への措置を賜りますようお願いし、「農業委員会等に関する法律第38条第1項」の規定により、地域農業者の声を反映した農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出いたします。

なお、意見書に対する「施策への反映」については書面でのご回答をお願いいたします。

1. 担い手への農地利用の集積・集約化

本市の農業を取り巻く環境は、依然として農業従事者の高齢化・減少や有休農地が増加するなど厳しい状況にあります。

次世代の担い手の育成、確保を図りつつ、効率的で持続可能な農業経営の構築に向けて、農地の集積・集約化を進めていくことが、喫緊の課題あります。

市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、令和13年度までの集積の目標率を75%とされていますが、令和4年4月現在では42.98%にとどまっている状況です。担い手への農地利用の集積・集約のためには、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」の策定が重要です。

- (1) 地域計画の策定に向けた地域への働きかけにあたっては、事前に関係機関で連携する体制を整え、情報の整理と共有を行い、推進の方法についての意志統一を図られたい。
- (2) 地域計画を地域に根差した計画とするためには、農業者及び土地持ち非農家（地主）やその家族をはじめ、多くの方々の参画・理解が必要となることから、目標地図の素案づくりにおいて、関係機関と連携した取り組みへの支援・協力を図られたい。
- (3) ほ場間の移動コストの削減や大規模農業機械の導入などによる効率的な経営のため、分散農地を集積する利用調整機能の強化を図られたい。
- (4) 地域計画が策定された地域の環境保全型農業直接支払交付金、中山間地域直接支払交付金、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業交付金などの事業について、市独自の加算制度と対象が拡大するメニューの創設を図られたい。
- (5) 集落営農組織の設立や集落営農組織の法人化に対する支援体制の強化を図るとともに市単独補助メニューを創設されたい。

2. 新規参入の促進・担い手の育成

市内での新規就農者は、平成28年度から令和3年度までの6年間で10経営体となっており、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」には、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくことが目標に掲げられています。

都市生活者の方への移住を伴う新規就農への関心が高まっている中、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していかなければなりません。

- (1) 就農に向けた相談、農地のあっせんや資金の相談、技術や経営のノウハウの指導、就農後のフォローアップ指導など関係機関の役割を明確にし、更に新規就農の促進が図れるようサポート体制の充実を図られたい。
- (2) 女性が、家庭や地域等の理解を得て、地域活動に積極的に参加できる環境を整備するとともに、女性が農業の担い手として活躍できるための支援を行われたい。
- (3) 中高生をはじめ、次世代を担う子どもを対象とした農業体験や講座の実施により、農業の魅力はもちろん地域農業の現状や抱えている課題、ひいては日本の食料確保への危機感の希薄さを学習できる機会を創出されたい。
- (4) 就農を目的とした転入者に対する優遇制度を検討されたい。

3. 遊休農地の発生防止・解消

農業委員会では、農地状況の把握や利用状況および利用意向の確認を行い、遊休農地の発生防止・解消に向けた活動を行っています。

しかしながら、令和3年度には、山間や谷地田などの耕作条件の悪いほ場など、30haの遊休農地が増加し、令和4年4月現在で、267haとなっている状況です。

- (1) 耕作の放棄により荒廃した農地に対し、獣害対策のための緩衝帯の整備、環境保全対策、放牧、牧草、蜜源作物、緑肥作物など農地の粗放的利用の推進を図られたい。
- (2) 農地中間管理機構が行う「農地中間管理機構関連農地整備事業（農家負担ゼロのほ場整備事業）」の活用の促進を図るため、県及び国へ採択要件の緩和の働きかけをされたい。
- (3) 農業者の事情で農業生産活動が行えなくなった場合に、農業守り隊や地域ぐるみで支え合える体制の整備や、各地域でオペレータ育成が行える制度を創設されたい。
- (4) 山林原野化しているなどの農地に該当しない土地の非農地判断については、市全体の非農地判断の基準設定に向けた取り組みを進められたい。

4. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、燃料や資機材の価格の高騰、米価の下落などが影響し、農業経営は現在も深刻な状況にあることから、農業経営の回復、継続を支援する制度を創設されたい。
- (2) 農業者の生産意欲の向上等を図るには、甲賀産農産物の消費拡大を進めることができ不可欠であることから、市内外需要の拡大に繋がる更なるブランド力の向上のための取組強化を図られたい。
- (3) 国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「パートナーしがプラン2025」では、令和7年度における農業委員に占める女性割合目標を30%としています。令和5年7月の農業委員の改選にあたっては、一人でも多くの女性や若い世代が推薦・公募してもらえる環境づくりを行うとともに、積極的な選任に努められたい。